## 一部の短期組合員・被扶養者・任意継続組合員の皆さまへ

# 令和5年度分の特定健康診査受診券を送付します 有効期限は令和6年3月31日までとなります

### 受診券はご自宅に送付します 》 6月下旬頃送付予定

※短期組合員の方につきましては、7月上旬頃の送付となる場合がございます。

共済組合では、40歳以上75歳未満の方を対象に、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの早期発見・予防を目的とした特定健康診査(特定健診)を実施しています。

メタボリックシンドロームは、自覚症状がなくそのまま放置しておくと生活習慣病を引き起こす原因になりますので、健診による早期発見・予防が必要です。

ご自身の健康状態を把握しておくためにも、一年に一度は必ず特定健診を受診しましょう。

## 特定健診の受診方法等について

## 1 送付対象者

4月1日現在において本組合に加入している40歳~75歳未満(今年度中に75歳になられる方は、誕生日の前日まで)のうち、以下の方となります。

- (1) 一部の短期組合員(本人)
  - ※職場において定期健康診断が実施されないことにより特定健康診査を受診する機会がない短期組合員の方に限ります。
- (2) 組合員(短期組合員)の被扶養者
- (3) 任意継続組合員およびその被扶養者

なお、在職中の組合員で、職場の定期健康診断を受診できる方は、当該健診データを もって特定健康診査に代えることから受診券の発行はありません。

また、資格喪失後の受診はできませんので、ご注意願います。



#### 2 実施場所

(1) 共済組合発行の「特定健康診査受診券」が使用できる全国の医療機関

受診できる医療機関については、希望する医療機関または共済組合福祉課にお問い合わせいただくか、 共済組合ホームページでご確認ください。

(2) 女性専門の業者が実施する全国巡回健診

<u>女性のみとなりますが、専門業者が実施する全国巡回健診を利用することができます。</u> 女性の方には、「特定健康診査受診券」と併せて、全国巡回健診の案内パンフレットを送付いたしますので、ぜひご利用ください。

## 3 予約·受診方法

(1) 全国の医療機関で受診する場合は、健診機関に直接予約をしていただき、受診時に「特定健康診査受診券」および、組合員証または組合員被扶養者証を持参の上、特定健康診査を受診してください。

(2) 全国巡回健診を利用する場合は、インターネットで予約をしていただくか、同封の「全国巡回健診申込書ハガキ」を使用してお申込みください。なお、インターネットでの予約方法は同封のパンフレットに掲載されており、QRを読み取っていただく方法も可能となっております。その際はピンクの台紙に掲載しているQRを読み取ってください。ご希望の日程の約10日前に、専門業者から郵送されてくる受診票等の必要書類を当日ご提示いただき受診してください。

## 4 検査項目

#### (1) 基本検査項目

- ① 身体測定(身長、体重、腹囲、肥満度) ② 血圧測定(収縮期血圧、拡張期血圧)
- ③ 血中脂質検査(中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロールまたはNon-HDLコレステロール)
- ④ 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ⑤ 血糖検査(空腹時血糖、ヘモグロビンA1cまたは随時血糖)
- ⑥ 尿検査(尿糖、尿蛋白) ⑦ 問診(服薬歴、喫煙歴等)
- (2) 一定の基準に基づき、医師が判断した場合に実施する検査項目
  - ① 心電図検査 ② 眼底検査 ③ 貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)
  - ④ 血清クレアチニン検査

## 5 健診費用

自己負担なし。(共済組合が全額負担します。)

ただし、上記4以外のオプション検査(胃部レントゲン検査、腹部超音波検査、乳がん検査、子宮がん検査等)は、全額自己負担となります。

## 6 その他

- (1) 人間ドックまたは併診ドックを受検した場合は、特定健康診査の受診があったものとみなしますので、特定健康診査を受診する必要はありません。
- (2) パートタイマー等で勤務先の事業主健診を受診する場合は、そちらを優先してください。